

美浜町障害者活躍推進計画

機関名	美浜町
任命権者	美浜町長
計画期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）
美浜町における障害者雇用に関する課題	美浜町においては、平成30年度において、法定雇用率が未達成となったため、平成31年1月1日から同年12月31日までを計画期間とする障害者採用計画を策定するとともに、積極的な採用活動を行った。その結果、平成31年4月に1名、10月に1名の合計2名の障害者を雇用し、法定雇用率を達成することができたが、継続して達成していく必要がある。
目標	
① 採用に関する目標	障害者である職員の実雇用率について、各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。 (参考) 令和元年6月1日時点の実雇用率：1.89% 【評価方法】 毎年の任免状況通報による把握及び進捗管理を行うものとする。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。 【評価方法】 毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に前年度採用者の定着状況を把握及び進捗管理を行うものとする。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
	○ 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○ 組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当）を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。 ○ 相談窓口を設置する。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○ 現に勤務する障害者が従来業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
	○ 人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○ 措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。
4 その他	
	○ 各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。